

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成24年5月15日付けで行った、「経営政策会議議事録（平成23年5月18日）」を部分開示とした決定は、妥当である。

### 2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年5月2日付けで埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「①新都心病院移転に関する平成23年度土地取得のための土地鑑定事業にかかるすべての文書（契約方法・内容・契約先・鑑定結果報告等を含む）、②新都心病院移転に関する基本計画・交渉経緯がわかるすべての文書（小児医療センターの施設整備基本計画・さいたま赤十字病院移設に関する基本計画を含む）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書を以下のとおり特定した。
- ア 支出負担行為決議書（平成24年2月10日決裁さいたま新都心医療拠点整備土地鑑定評価依頼）
  - イ 支出負担行為決議書（平成24年3月23日決裁さいたま新都心医療拠点整備土地鑑定評価依頼の変更）
  - ウ 支出命令書（平成24年3月27日決裁さいたま新都心医療拠点整備土地鑑定評価依頼）
  - エ 事前調定書（平成24年3月27日決裁さいたま新都心医療拠点整備土地鑑定評価負担金）
  - オ さいたま新都心第8-1A街区不動産鑑定評価に係る協定書について
  - カ 不動産鑑定評価書
  - キ 経営政策会議議事録（平成23年5月18日）

その上で、実施機関は、平成24年5月15日付けで、上記ア～カの文書中、「法人の代表者の印影、鑑定手法」を条例第10条第2号、「鑑定価格に関する情報」を条例第10条第5号、キの文書中、「『標題、1 日時、2 場所、3 出席者、4 配付資料』を除く5 質疑概要」を条例第10条第4号にそれぞれ該当するとして不開示とする部分開示決定を行い、申立人に通知した。

- (3) 申立人は、平成24年5月20日付けで、実施機関に対し、上記の部分開示決定処分のうち、キの経営政策会議議事録（平成23年5月18日）（以下「本件対象文書」という。）を部分開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年7月5日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、併せて開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成24年10月26日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、申立人から、平成24年11月1日に意見書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成24年11月16日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

### 3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「さいたま新都心第8-1A街区整備」について、市民参加の手法を取り入れた作業の中で進めていくためには、情報を市民と共有することが必要である。
- (2) 試案であること及び検討中であることを明確にした上で開示することで、意思決定の中立性が不当に損なわれたり、不当に市民の間に混乱を生じさせたり、又特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれはない。
- (3) 不開示にすることによって手続きの公正性・中立性を失うおそれがきわめて高い。
- (4) 公開をしても忌憚なき意見交換になんら支障はない。仮にあったとしても、不開示にすることによって県民が受ける不利益のほうがはるかに大きいというべきである。

### 4 実施機関の主張の要旨

- (1) 当該事業は県民の代表者で構成される県議会で審議を重ねており、さらに小児医療センターの所在地近隣住民やさいたま新都心近隣住民への説明会の開催等により、一定の情報共有は図れている。
- (2) 協議・検討に関する情報であり、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。
- (3) 意見交換された内容がすべて公開されることが前提となると反対者からいわれなき非難をされたり、あるいは検討段階の計画や個人的な意見に過ぎないのに種々の誤解が生じる事態も予測される。
- (4) これらのことから、本件議事録は無条件に開示とされる性質のものではないと考えられ、とりわけ現在進行中の事業に関する議事録の開示については、慎重に判断しなければならない。したがって、条例第10条第4号に該当するため部分開示決定とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成23年5月18日に開催された経営政策会議（以下、平成23年5月18日に開催された経営政策会議を「本件会議」という。）の議事録である。そして、本件会議においては、さいたま新都心南側中核施設群の土地利用構想について意見交換が行われたことが認められる。

実施機関は、本件議事録を、本件開示請求の「新都心病院移転に関する基本計画・交渉経緯がわかるすべての文書」のひとつに該当すると判断し、対象文書として特定した上で、本件処分を行ったものと認められる。

### (2) 経営政策会議について

経営政策会議は、正式名称を埼玉県経営政策会議といい、平成17年4月14日に制定された埼玉県経営政策会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づいて、県の基本的な政策について審議するために設置されたものであり、(1) 県政運営上の重要事項に関すること、(2) 行財政改革に関すること、(3) その他知事が必要と認めた事項、の3点を所掌している。

経営政策会議は、設置要綱上、知事、副知事、知事室長、企画財政部長、総務部長をもって構成するとされており、会議の性質上、特に機密性が高い情報を取

り扱っているものであるといえる。

このため、設置要綱においても、経営政策会議の公開については、審議事項に係る事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき、又は公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、公開しないことができると規定されている。

### (3) 本件異議申立てについて

実施機関は、本件対象文書中、「5 質疑概要」について、協議・検討に関する情報であり、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報であり、条例第10条第4号に該当するとして不開示とした。

これに対して、請求人は、当該公文書について試案であること及び検討中であることを明確にした上で開示することで、意思決定の中立性が不当に損なわれたり、不当に市民の間に混乱を生じさせたり、又特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれはなく、逆に不開示にすることによって手続きの公正性・中立性を失うおそれが高いとして、本件処分を取り消し、全部を開示するよう求めている。

このため、以下、本件処分の不開示部分の条例第10条第4号該当性について判断する。

### (4) 条例第10条第4号該当性について

#### ア 条例第10条第4号について

条例第10条第4号は、「県、国及び他の地方公共団体の機関、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

同号の趣旨は、県等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が公開されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる場合があること、また、未成熟な情報が公にされ、又は情報が尚早な時期に公にされると、

誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、又は土地の投機を助長するなどして、特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり得ることから、このような情報に対応するために定められたものである。

#### イ 条例第10条第4号への該当性について

まず、本件対象文書が、条例第10条第4号にいう「県、国及び他の地方公共団体の機関、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当するか否かという点であるが、本件対象文書は、県の各種機関から構成される合議体である経営政策会議における審議結果をその内容としているため、これに該当するものと認められる。

次に、本件対象文書を公開することによって、条例第10条第4号にいう「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるか否かという点について検討する。

本件会議は、「さいたま新都心南側中核施設群の土地利用構想」について意見交換することを目的として実施されたものであり、会議は非公開で行われた。また、実施機関の説明によれば、本件会議の議題であった、「さいたま新都心南側中核施設群の土地利用構想」に関する意見交換とは、より具体的には、さいたま新都心第8-1A街区における医療拠点整備事業（以下「本件医療拠点整備事業」という。）に関する検討であった。

本件医療拠点整備事業については、次のような事情が認められる。すなわち、さいたま新都心第8-1A街区は、「埼玉県の顔」であり、埼玉の辻として賑わいの振興が重要な課題となっていたが、地上デジタル放送用の「さいたまタワー」の誘致活動の失敗や、長引く経済不況に伴う民間活力の減退などにより、「賑わいの振興」を民間活力を中心に推進することは極めて困難となっていた。さらに、土地所有者を長期間待たせていたこともあって、行政が早期に土地を購入し、本件医療拠点整備事業を迅速に進めることが必要となっていた。一方、地域住民の生活に密接な関係を有する県立病院の移転については、既存の病院の存続を希望している住民も多くいるなど、多様な利害関係が存在していた。

なお、本件医療拠点整備事業については、計画の具体的詳細が公表されてお

らず、事業が未着工であることも認められる。

会議が非公開で実施されたからといって、それが、当該会議の議事録を不開示とすることを正当化する理由には必ずしもならない。また、まさに現在進行中の計画に関する情報であったとしても、情報公開制度の目的に照らせば、むしろ最終的な意思決定前に情報を開示することが必要な場面もあり得るといえる。

しかし、本件会議については、①前述のとおり、機密性が高い情報を取り扱う経営政策会議として実施されたこと、及び②前述の複雑な諸事情を抱える本件医療拠点整備事業をいかに推進していくべきかという、極めて高度な政治的判断を行ったものであること、といった事情を認めることができる。

上記の①及び②の点を踏まえると、本件対象文書を時期尚早な段階で開示することにより、今後、このような会議において発言者が公開をおそれて率直な意見交換を行うことが困難になり、ひいては最終的な意思決定の中立性が損なわれかねないとした実施機関の判断には、相当の理由がある。

よって、本件対象文書は、条例第10条第4号にいう「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」が存する文書であるといえるので、本件対象文書を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

以上のことから「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大橋 真由美、尾崎 康、野村 武司

## 審議の経過

| 年 月 日       | 内 容             |
|-------------|-----------------|
| 平成24年 7月 5日 | 諮問を受ける（諮問第237号） |

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 平成24年 7月 5日 | 実施機関から開示決定等理由説明書を受理       |
| 平成24年10月26日 | 実施機関から説明及び審議（第二部会第78回審査会） |
| 平成24年11月 1日 | 異議申立人から意見書を受理             |
| 平成24年11月16日 | 実施機関から説明及び審議（第二部会第79回審査会） |
| 平成24年12月25日 | 審議（第二部会第80回審査会）           |
| 平成25年 1月25日 | 審議（第二部会第81回審査会）           |
| 平成25年 2月18日 | 審議（第二部会第82回審査会）           |
| 平成25年 3月14日 | 審議（第二部会第83回審査会）           |
| 平成25年 3月25日 | 答申（答申第187号）               |